

朝倉市エネルギー価格高騰対策事業者支援金（第4弾）

申請要領

エネルギー価格高騰の影響を受けた市内事業者の皆様の負担を軽減するため、朝倉市では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援を行います。

支援対象経費

- 下記の①及び②に該当する経費（他者への販売を目的として購入したものを除く。）
- ①光熱費・・・市内事業所で使用された電気及びガスに係る費用
 - ②燃料費・・・市内事業所で使用されたガソリン、軽油、重油及び灯油の購入に係る費用

支援金の額

1 事業者当たりの支援金上限額40万円（千円未満切り捨て）

令和6年5月から令和6年7月までに市内事業所で使用したエネルギー（電気、ガス、ガソリン等）の使用量に、支援対象経費の種別ごとに設定した上昇単価を乗じて得た額の合計額の2分の1（千円未満切り捨て）について支給します。

※1 事業者につき、支援金の申請は1回限りとします。

※複数業種・複数店舗を経営する事業者であっても、1事業者となります。

申請期間

令和7年3月3日（月）～ 令和7年5月30日（金）

令和 7 年 3 月 1 日

福岡県 朝倉市

必ずお読みください。

- 1 審査の結果、交付対象とならない場合であっても、申請に係る費用は返還されません。
- 2 支援金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、支援金の交付を受けた申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 3 支援金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 4 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は担当者）へ追加の書類提出を求める通知等を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、朝倉市の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の交付を受ける事を辞退したものとみなします。
- 5 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。
- 6 この支援金は、課税の対象になります。
- 7 予算がなくなり次第、受付を終了します。

1. 【 給付要件 】

○ 次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

業 種	「資本の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす会社及び個人	
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※下記の法人は、対象となりません。

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）

2. 令和6年7月31日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業を営む者であって、引き続き市内において事業を継続する意思を有するもの

※ 市内事業所であれば、主たる事業所、従たる事業所のいずれも対象です。

3. 市税を滞納していない者

2. 【 不給付要件 】

○ 次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

1. 支援対象経費について、他の公的制度に基づく助成金、補助金等を受けている者
2. 地方公共団体その他公共団体が設立した事業者及び地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している事業者
3. 農林水産業を主たる事業として営む者
4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
5. 政治団体
6. 宗教法人その他宗教活動を行う団体
7. 朝倉市暴力団排除条例(平成22年朝倉市条例第20号)第2条第1号又は第2号に該当する法人又は個人事業者
8. 営業に関し法令上必要な登録、免許、許可等を受けていない者
9. 支援金の趣旨に照らして市長が適当でないと認める者

3. 【 支援対象経費 】

下記の①及び②に該当する経費(他者への販売を目的として購入したものを除く。)

- ① 光熱費 … 市内事業所で使用された電気及びガスに係る費用
- ② 燃料費 … 市内事業所で使用されたガソリン、軽油、重油及び灯油の購入に係る費用

4. 【 支援金の額 】

令和6年5月から令和6年7月までに市内事業所で使用したエネルギー(電気、ガス、ガソリン等)の使用量に、支援対象経費の種別ごとに設定した上昇単価を乗じて得た額の合計額の2分の1(千円未満切り捨て)を支援金の額とします。

1 事業者当たりの支援金上限額40万円(千円未満切り捨て)

- ※ 1 事業者につき、支援金の申請は1 回限りとします。
- ※ 複数業種・複数店舗を経営する事業者であっても、1 事業者となります。

5. 【 支援金の額の算定方法 】

以下の計算式により、種別ごとに算出した支援対象経費の合計額の2分の1（上限400,000円）が支援金の額になります。

（ 計算式 ）

支援金の額 = 支援対象経費（各エネルギー使用量 × 上昇単価）の合計 ÷ 2

（ 支援対象経費の種別ごとの上昇単価 ）

種 別	上昇単価	種 別	上昇単価
電気	3. 2円/kwh	灯油	25. 1円/ℓ
ガソリン	23. 9円/ℓ	オートガス	27. 3円/m ³
軽油	24. 2円/ℓ	LPガス	64. 2円/m ³
重油	26. 2円/ℓ		

※ 市内事業所で使用した支援対象経費のみが対象となります。支援金の額を算定する際、市外事業所で使用した光熱費、燃料費は支援対象経費に含めないでください。

（ 支援金の額の算定例 ）

	使用量	×	上昇単価	=	支援対象経費
電気	15,000kwh	×	3. 2円	=	48,000円
ガソリン	19,000ℓ	×	23. 9円	=	454,100円
重油	13,000ℓ	×	26. 2円	=	340,600円
支援金算定額=842,700円÷2=421,000円（千円未満切捨）					
支援金の額（支援金申請金額）400,000円（上限400,000円）					

6. 【 申請期間 】

令和7年3月3日（月）～ 令和7年5月30日（金）

7. 【 提出書類 】（以下の①～⑩をご用意いただき、提出してください。）

提出書類一覧							
①	○エネルギー価格高騰対策事業者支援金（第4弾）交付申請書兼誓約書（様式第1号） 法人の場合は代表者印（会社実印）、個人事業者の場合は申請者の認め印を押印してください。 ※ 代表者印（会社実印）とは会社設立時に法務局に登録した印鑑 会社実印が会社名のみの場合は、併せて代表者の認め印も押印してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>OKの一例</th> <th>NGの一例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 『株式会社朝倉市商工観光課・代表取締役社長之印』  会社実印が代表者印も兼ねている。 </td> <td> 『株式会社朝倉市商工観光課』  会社実印が会社名のみとなっている。 </td> </tr> <tr> <td> 『株式会社朝倉市商工観光課』 + 『朝倉（代表者の姓）』  代表者印を兼ねていない会社実印と別に代表者の認め印を押印している。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※ スタンプ式の印鑑は使用不可	OKの一例	NGの一例	『株式会社朝倉市商工観光課・代表取締役社長之印』  会社実印が代表者印も兼ねている。	『株式会社朝倉市商工観光課』  会社実印が会社名のみとなっている。	『株式会社朝倉市商工観光課』 + 『朝倉（代表者の姓）』  代表者印を兼ねていない会社実印と別に代表者の認め印を押印している。	
OKの一例	NGの一例						
『株式会社朝倉市商工観光課・代表取締役社長之印』  会社実印が代表者印も兼ねている。	『株式会社朝倉市商工観光課』  会社実印が会社名のみとなっている。						
『株式会社朝倉市商工観光課』 + 『朝倉（代表者の姓）』  代表者印を兼ねていない会社実印と別に代表者の認め印を押印している。							
②	○エネルギー価格高騰対策事業者支援金（第4弾）交付請求書 交付申請書兼誓約書（様式第1号）と同じ印鑑を押印してください。						
③	○事業者情報書【添付様式1】 必要事項を記載してください。業種は日本標準産業分類一覧（総務省日本標準産業分類）を参照ください。						
④	○エネルギー価格高騰対策事業者支援金（第4弾）申請金額計算書【添付様式2】 様式に基づき、申請金額を計算してください。						
⑤	○支援対象経費の内容を証する書類の写し ・使用量（購入日、光熱費・燃料費の種別と数量）が確認できる書類 → 検針票、請求書、領収書、レシート、クレジットカード売上票など ※ エネルギー価格高騰対策事業者支援金申請金額計算書【添付様式2】の整理番号を手書きで書類の写しに記入してください。（計算書との突合のため） ※ 支払いを証する書類の宛名は次のとおりとします。 法人：法人名 個人事業者：屋号または代表者名						

⑥

○確定申告書の写し

(法人)

直近の「法人税の申告書(別表一)」及び「法人事業概況説明書(2枚〈両面〉)」の写しを提出してください。

法人税の申告書(別表一)

法人事業概況説明書(両面)

(個人事業者)

直近の「所得税の申告書 B(第一表)」及び「所得税青色申告決算書(1頁及び2頁)」の写しを提出してください。(白色申告者の場合は、「所得税の申告書 B(第一表)」及び「収支内訳書」の写しを提出してください。)

所得税の申告書 B(第一表)

所得税青色申告決算書(1頁及び2頁)

⑦

○申請者確認書類の写し【添付様式3】

(法人) 履歴事項全部証明書の写し(3か月以内)

(個人事業者) 申請者本人の運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きのものを提出してください。運転免許証、マイナンバーカード等がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類を併せて提出してください。

(例) 住民票、氏名・住所が明記された公共料金の領収書等

※ 運転免許証の写し・・・両面コピーを提出してください。

※ マイナンバーカードの写し・・・表面のコピーを提出してください。

⑧	○朝倉市が発行する滞納のない証明書（１か月以内） 市税に滞納がないことを証する書類を提出してください。 ※ 郵送請求の方法（次の①～④を封筒に入れ、税務課までお送りください。） ①税証明書等交付申請書（必要事項・連絡先を記入してください。） ②手数料（郵便局の定額小為替証書） ③返信用封筒（切手を貼り宛名を書いてください。） ④本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等のコピー） 送付先：〒838-8601 朝倉市菩提寺412番地2 朝倉市役所税務課
⑨	○申請者名義の通帳の写し（支援金振込口座）【添付様式3】 振込先となる通帳の表紙と1・2ページ目部分の写しを提出してください。 ※ 金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。 ※ 電子通帳などで紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面を印刷してください。 ※ 個人事業者の場合は、代表者名義又は事業所名義の口座にしか振込できません。 ※ 法人の場合は、法人名義の口座にしか振込できません。 通帳の表紙  + 通帳を開いた1・2ページ目  電子通帳 画面コピー 
⑩	○申請書類チェック票 チェック票を活用し、提出書類に不足が無いように確認してください。

【 注意事項 】

- （１）ご提出いただいた申請書類一式は返却しません。
- （２）必要書類の記入にあたっては、消せるボールペン・鉛筆・修正ペン等は使用しないでください。

8. 【 その他 】

○ 申請書等（様式）の入手方法

市のホームページから**ダウンロード**をお願いします。
＜申請書等（様式）のダウンロードができない場合＞
以下の場所にて申請書等（様式）を準備しています。

地 域	施 設 等 名 称
甘 木	朝倉商工会議所 1 階 事務所内
	朝倉市役所 本庁 1 階 総合案内
朝 倉	朝倉市商工会
	朝倉市役所商工観光課商工労働係
杷 木	杷木支所 市民窓口係

9. 【 申請方法 】

朝倉市商工観光課窓口にて申請書等をご提出ください。

問い合わせ先（ ※土日祝日を除く 9：00～17：00 ）

朝倉市農林商工部商工観光課商工労働係

郵便番号 838－1398

住所 朝倉市宮野2046番地1

TEL 0946－28－7862

FAX 0946－52－1510

E-mail syoukou@city.asakura.lg.jp

「朝倉市エネルギー価格高騰対策事業者支援金（第4弾）」Q&A（令和7年3月1日現在）

■全般

質問 01-01 支援金はいつ振り込まれますか。

（回答）
申請書の受理後、書類に不備等がなければ、原則として30日以内にご指定の口座へ振り込みとなります。

質問 01-02 複数の事業所がある場合、複数の申請は可能ですか。

（回答）
複数の事業所（店舗）の経営であっても、1事業者としての取扱いになります。

■交付要件

質問 02-01 本社は市外なのですが支援金の対象となりますか。

（回答）
本社の所在地に関係なく事業所の所在地が市内であれば対象となります。

質問 02-02 個人事業主ですが対象となりますか。

（回答）
法人や個人にかかわらず、市内で事業を営まれていれば対象となります。

質問 02-03 市外在住の個人事業主ですが市内で飲食店を営んでいます。この場合は対象となりますか。

（回答）
市内で事業を営んでいますので対象となります。

質問 02-04 中小企業基本法上の「会社」の定義を教えてください。

（回答）
会社法上の会社を指すものと解しています。
また、下記の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。具体的には、以下の通りです。

会社法上の会社等	株式会社 合名会社 合資会社 合同会社 （特例）有限会社 （会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人 公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人 行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人 弁理士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

質問 02-05 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の定義を教えてください。

(回答)

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解されており、下記以外は常時使用する従業員となります。

- 1 日々雇い入れられる者
- 2 2 箇月以内の期間を定めて使用される者
- 3 季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて使用される者
- 4 試の使用期間中の者
- 5 会社役員及び個人事業主

質問 02-06 従業員数に出向者や派遣社員は含まれますか。

(回答)

個別の判断になりますが、雇用契約がない場合は出向・派遣元事業所の従業員となりますので、従業員数に含みません。

質問 02-07 複数の事業所がある場合の従業員数の数え方はどうなりますか。

(回答)

事業所全体で数えます。

質問 02-08 個人農業者ですが支援金の対象となりますか。

(回答)

農林水産業を主たる事業として営む者は、支援金の対象外となります。

質問 02-09 市内在住の個人事業主ですが市外で飲食店を営んでいます。この場合は対象となりますか。

(回答)

市外で事業を営まれていますので、支援金の対象外となります。

■支援対象経費・支援金の額

質問 03-01 使用量の計測期間が 7 月 1 6 日～8 月 1 5 日の場合、何月の使用料となりますか。

(回答)

各光熱費の使用量のお知らせに、令和〇年〇月分と記載があります。その記載された月で判断してください。

質問 03-02 個人事業主ですが車を自家用と事業用で併用して使用している場合はどのように算定するのですか。

(回答)

確定申告書類の収支内訳書に記載の減価償却費の事業専用割合をもとに算出します。その場合追加資料として、「所得税青色申告決算書(3 頁)」の写しを提出してください。(白色申告者の場合は、「収支内訳書(2 頁)」の写しを提出してください。)

質問 03-03 検針票などの使用量が確認できる書類を紛失しました。それも対象経費となりますか。

(回答)
使用量が確認できる書類がない場合は、計上できません。対象経費として計上する場合は、取引先に再発行を依頼して、添付してください。

質問 03-04 領収書はありますが、使用量がわかりません。割り戻して計上できますか。

(回答)
当該月の基本料金や単価等が確認できる書類（供給事業者発行のものに限る）を併せて提出してください。

質問 03-05 燃料費だけで上限の40万円を超えました。ほかの経費も計上が必要ですか。

(回答)
必要ありません。単一のエネルギーだけで支援金上限の40万円を超えた場合、他のエネルギー部分の関係書類の提出は不要です。

■申請書類

質問 04-01 支援金の申請書等を書き間違えてしまいましたが、訂正して申請できますか。

(回答)
【訂正箇所：申請金額・請求金額】
「申請金額」及び「請求金額」欄の金額の訂正はできません。書き間違えた場合は新しい申請書・請求書を使って再度記入してください。

【訂正箇所：上記以外】
修正テープなどでの修正はできません。必ず、書き間違えた部分を二重線で抹消し、その上に訂正印を押印してください。その際、申請書及び請求書に押印した印鑑と同じものを使用してください。
また、「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

※修正箇所が複数ある場合は、新しい申請書を使って再度記入いただきますようお願いいたします。

質問 04-02 確定申告をしていないが申請できますか。

(回答)
営業活動を証する書類が必要です。確定申告書がない場合は、開業届の写し等、事業実態を証する書類を1点提出してください。

質問 04-03 朝倉市が発行する滞納のない証明書が必要なのはなぜですか。

(回答)
市税を滞納されている方に補助金を交付することができないためです。また、市役所だから確認できるのではないかとご意見をいただくことがありますが、税に関する情報は個人情報にあたります。よって、組織内とはいえ商工観光課が、税務課の保有する税に関する情報を閲覧及び取得することはできません。（課税客体の有無も確認できません。）
そのため、全ての申請者に税務課で滞納のない証明書を取得していただいております。

～ メ 七 ～

問い合わせ先（※土日祝日を除く 9：00～17：00）

朝倉市農林商工部商工観光課商工労働係

〒838-1398

福岡県朝倉市宮野2046番地1

TEL 0946-28-7862（直通）

FAX 0946-52-1510

E-mail syoukou@city.asakura.lg.jp